2022年３月３１日

お客さま　各位

株式会社秋田銀行

成年年齢引下げにともなう当行の対応について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）は、2022年４月１日より、成年年齢を満18歳に引き下げることを内容とする民法改正にともない、一部の商品等のお取引年齢につきまして、下記のとおり変更しますのでお知らせいたします。

記

１　対象とする主なお取引

商　品	2022年３月３１日まで	2022年４月１日より
総合口座	満20歳以上	満18歳以上
投資信託・公共債		
生命保険		
外貨預金		

２　これまでどおり満20歳以上を対象とする主なお取引

商　品
○　個人ローン
○　ＡＴＭ宝くじ
○　Only Oneカードのゴールドカード・カードローン機能

３　ご留意事項

(1)　民法改正により原則満18歳以上の成年者との契約行為は有効となりますが、当行では若年者保護の観点から、個人ローン（カードローン含む。）等は当面、これまでと変わらず満20歳以上を対象といたします。

(2)　投資信託などリスクを内包する商品につきましては、お客さまの理解度など適合性を慎重に見極め、若年者保護の観点に立って販売の判断をいたします。

(3)　お取引年齢条件は、社会情勢、若年者のリテラシー向上の状況を踏まえながら、今後も検討してまいります。

(4)　個別商品の年齢要件については、当行ホームページまたは最寄りの秋田銀行窓口にてご確認ください。

（以　上）

【本件に関するお問い合わせ先】
営業企画部　猪股（内線50917）
℡　018-863-1212（代表）